

2020年1月15日

受 益 者 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

**「農林中金＜パートナーズ＞J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」の
延期した重大な約款変更に係る書面決議手続きの再実施について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、『「農林中金＜パートナーズ＞J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」の重大な約款変更に係る書面決議手続きの不備による約款変更（信託期間の無期限化）延期のお知らせ』にてご案内しました通り、約款変更スケジュールの延期、および、当該約款変更に係る書面決議手続きを改めて実施することを決定しておりましたが、この度、変更後の「約款変更（予定）に関する日程」を確定いたしましたので、お知らせいたします。

新しい基準日（受益者確定日）を2020年3月2日とし、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者に対し、関係法令および信託約款の規定に従い、変更後の日程・内容にて作成した書面決議関連書類（議決権行使書面を含む。以下同じ。）を改めて送付いたします。

そのうえで、当該約款変更に係る書面決議が可決された場合は、2020年7月23日に約款変更を実施する予定です。

敬具

・重大な約款変更に係る書面決議に関する書類の送付

2020年3月2日時点での受益者に対し、2020年3月3日以降、書面決議関連書類を発送いたします。具体的な手続きはお送りする書類の中でご確認いただけます。

・当該約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ございません。

約款変更について賛否を問う書面決議を行ないますが、議決権行使書面のご返信をなされない場合は、約款の規定に基づき、変更案に賛成したものとみなされますので、議案に賛成の受益者は、何も手続きいただく必要はございません。

【約款変更（予定）に関する日程】

- ◎書面決議の対象受益者の確定基準日：2020年3月2日（月）
- ◎議決権行使書面による議決権行使期限：2020年4月30日（木）
- ◎書面決議日：2020年5月1日（金）
- ◎約款変更実施日（予定）：2020年7月23日（木）

記

1. 約款変更の内容

【信託期間の無期限化】

現在 2022 年 11 月 24 日までとしている信託期間（投資信託約款第 4 条に規定）を無期限に変更します。

※詳細につきましては、販売会社よりお送りする「書面決議関連書類」をご確認ください。

2. 約款変更の理由

本投資信託は、設定来、多くの投資家の皆様にご愛顧いただいております。今後も多くの投資家様のニーズに応じていくものと考えております。

2022 年 11 月 24 日をもって信託期間が終了しますが、足元の状況等を総合的に勘案し、運用を継続することが受益者の利益に資すると考え、信託期間を変更（無期限化）することが適当であると判断しました。

3. 書面決議の内容および判定

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第 17 条第 1 項および投資信託約款第 45 条第 2 項に基づく書面決議を行います。2020 年 3 月 2 日時点の受益者が、その保有する受益権の口数に応じて議決権を有します。
- (2) 本書面決議において、議決権行使書面を提出されない場合、または、賛成・反対のいずれも表明することなく、議決権行使書面を提出された場合は、本書面決議に賛成いただいたものとして取扱います。
また、複数回にわたって議決権を行使された場合で、その行使内容が異なるときは、行使されたすべての議決権を「無効」として取扱います。
- (3) 弊社における議決権集計の結果、賛成の議決権数が全議決権数の 3 分の 2 以上である場合に、本書面決議は成立します。
- (4) 本書面決議の結果につきましては、以下のとおり対応いたします。
 - ・結果は弊社への照会およびホームページで確認できます。

フリーダイヤル：0120-439-244

<http://www.ja-asset.co.jp/>

→可決された場合は、予定通り約款は変更されます。

→可決されなかった場合は、その旨を速やかに全受益者に通知いたします。

※詳細につきましては、販売会社よりお送りする「書面決議関連書類」をご確認ください。

4. 受益権の買取請求

本投資信託は、投信法第 18 条第 2 項の適用を受けることにより、書面決議実施時における受益権買取請求の対象外となりますので、受益者各位におかれましては、本書面決議に反対される

場合も、受託者に対し、受益権の買取りを請求することができません。

5. 約款変更の日程および各種手続き

日程	手続き内容
2020年3月2日(月)	<書面決議の対象受益者の確定基準日> 当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。受益者はその保有する受益権の口数に応じて議決権を有します。
2020年3月3日(火)以降	<議決権行使書面の送付> 販売会社より議決権を行使できる受益者宛に約款変更に関する書類として「議決権行使書面」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。なお、約款変更「反対」される場合には、同封する「議決権行使書面」の「反対」の欄に丸印をつけてご返送ください。 <u>約款変更の議案にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。(返送されなかったものについては、約款の規定により、賛成したものと取り扱われます。)</u>
2020年4月30日(木)	<議決権行使の期限> 議決権行使書面の返送期限となり、当日までの弊社到着分をもって有効といたします。
2020年5月1日(金)	<書面決議の日> 「重大な約款変更」の可否の決定日となります。2020年4月30日までに到着した「議決権行使書面」を弊社にて集計し、書面決議を行ないます。賛成の意思表示をされた受益者が保有する2020年3月2日現在の受益権口数の合計が全受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。
2020年7月23日(木)	<約款変更実施日(予定)> 書面決議にて可決された場合、信託期間を無期限とする信託約款の変更が実施されます。

<本件にかかるご照会先>

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

受付時間：9:00～17:00(土日祝日を除く)

以上